

変更となる地区の届出対象規模

○変更となる地区

	変更前	変更後
東新町地区	自然景観エリア	市街地景観エリア

○市街地景観エリアの届出が必要となる規模

届出対象行為		届出が必要となる規模
建築物	①新築、増築、改築又は移転 ②屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の1/2を超えるもの	延べ面積が200㎡以上、又は、高さ12.5m以上のもの
工作物	①新設、増築、改築又は移転 ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が、総面積の1/2を超えるもの	築造面積が200㎡以上、又は、高さ12.5m以上のもの